

## 三島村子ども通院費等助成事業 Q&A(令和7年8月施行)

### Q1. 誰がこの制度を利用できますか？

A1. 医療機関を受診した日に三島村に住所があり、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで  
の子ども(=対象児)と、その保護者1名が対象です。

### Q2. どのような場合に助成を受けられますか？

A2. 医師から「島外での治療が必要」と診断された場合(診断証明書の提出が必要)が対象です。

### Q3. 助成される費用は？

A3. 年6回を上限として、以下の費用が助成されます  
・船舶運賃(2等・往復、各島港～鹿児島港の実費額)  
・宿泊費(実費、1人1泊上限5,000円、2泊まで)  
・診断証明書の発行にかかる文書料(全額)  
※100円未満の端数は切り捨てになります。

### Q4. 診断証明書はどこでもらえますか？

A4. 医療機関を受診した際、診察した医師に依頼して発行してもらいます。三島村指定の様式  
(別記第3号様式)を使用してください。

### Q5. 申請に必要な様式はどこで入手できますか？

A5. 三島村公式ホームページからダウンロードできます。

### Q6. 診断証明書の発行に費用がかかった場合も助成されますか？

A6. はい。文書料も全額助成対象です。領収書の提出が必要です。

### Q7. 申請に必要な書類は？

A7. 以下を受診後6か月以内に提出してください  
1. 子ども通院費等助成申請書(様式第1号)

- 2.診断証明書(様式第3号)
- 3.交通費・宿泊費・文書料の領収書
- 4.医療機関の診療費領収書の写し
- 5.その他必要書類(状況に応じて)

Q8. 提出先はどこですか？

A8. 三島村役場 民生課(窓口または郵送)にご提出ください。

Q9. いつまでに申請すればよいですか？

A9. 原則として、受診日から6か月以内かつ当該年度の3月31日までに申請してください。やむを得ない事情がある場合はご相談ください。

Q10. 助成金はどのように支払われますか？

A10. 申請者(保護者)が指定した銀行口座に振り込みます。

Q11. 年間で何回まで助成を受けられますか？

A11. 対象児1人につき年6回までです。

Q12. 制度の適用開始はいつからですか？

A12. 令和7年8月1日施行ですが、令和7年4月1日以降の通院分から申請対象となります。

Q13. 不正があった場合はどうなりますか？

A13. 虚偽申請や不正が判明した場合は、支給した助成金の返還を求めます。

☆ご不明な点は、三島村役場民生課(電話:099-222-3141)までお気軽にお問い合わせください。